

## 豊橋市小児慢性特定疾病医療費等助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小慢児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小慢児童等家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱により第5条第1項に規定する小児慢性特定疾病医療費等の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する法第6条の2第2項第1号に規定する小児慢性特定疾病児童の保護者、又は同項第2号に規定する成年患者であって、法第19条の3第3項の規定及び豊橋市小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱（平成27年1月1日決裁）により小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定（以下「医療費支給認定」という。）を受けた者とする。

### (適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、法令等の規定により、この要綱と同等な医療給付を受けることができる者は、助成対象者としなない。

### (助成対象治療期間)

第4条 助成の対象とする治療期間は、医療費支給認定の有効期間とする。

### (助成対象経費)

第5条 助成の対象とする経費（以下「小児慢性特定疾病医療費等」という。）は、小児慢性特定疾病医療に要した費用のうち、助成対象者が負担した額（入院に伴う健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する食事療養費の標準負担額を含む。）とする。

2 前項の小児慢性特定疾病医療費等は、健康保険法等による高額療養費の支給又は他の制度による還付、助成等を受けた場合は、当該高額療養費の支給額等を控除した額とする。

### (助成の申請)

第6条 小児慢性特定疾病医療費等の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊橋市小児慢性特定疾病医療費等助成申請書（様式第1）に、法第6条の2第2項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関が発行した領収書又は

これに代わる証明書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する領収書又は証明書類を添付することができない者は、小児慢性特定疾病医療費等の支払に関する証拠書類を市長に提出しなければならない。

(申請の時期及び期間)

第7条 前条の規定による申請の時期は、医療機関等での支払日とする。

2 前条の規定による申請の期間は、医療機関等での支払の日の属する月の末日から2年を経過した日までとする。

(助成の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、豊橋市小児慢性特定疾病医療費等助成決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(助成の時期)

第9条 市長は、前条の規定により助成の決定をしたときは、当該助成に係る請求があった日の翌日から起算して30日以内に当該小児慢性特定疾病医療費等を支給するものとする。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により小児慢性特定疾病医療費等の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(支給権の保護)

第11条 小児慢性特定疾病医療費等の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(報告)

第12条 市長は、小児慢性特定疾病医療費等の支給に関し必要と認めるときは、小児慢性特定疾病医療費等の支給を受け、又は受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。